

就業規則記載例

犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度を導入する場合には、以下のような就業規則とすることが考えられます。

犯罪被害者等休暇

第〇〇条 会社は、犯罪の被害等を受けた従業員の心身の回復を図り、早期に通常の業務に専念することができることを目的として〇日を限度に有給の休暇を与える。

なお、この休暇は時間単位の取得も認める。

2 前項の休暇は、従業員が次の事由により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与える。

ア 犯罪被害による心身の治療のための通院

イ 犯罪被害による警察等からの事情聴取、裁判への出廷・傍聴

ウ その他前各号に準じ会社が必要と認めた事由

3 前項の対象となる従業員には、配偶者、子、父母、配偶者の父母、兄弟姉妹等（第〇条〇項で定める範囲）の親族が犯罪の被害を受けた場合も含む

4 会社は、従業員の事情により別途の取り扱いを行う場合もある。

※ 日数の制限や時間単位の取得の可否、有給無給の別など、各事業者の状況に応じて定めてください。